

高松市・庵治町合併協議会会議録
第 6 回 会 議

平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日 (月)

高松市・庵治町合併協議会

高松市・庵治町合併協議会会議録

第6回会議

1 日時

平成16年12月27日(月)午後1時30分開会・午後3時16分閉会

2 場所

庵治町役場 1階 105会議室

3 出席委員 20人

会長	増田昌三	委員	三好治
副会長	梶河正孝	委員	寺岡増紀
委員	加茂富義	委員	嶋野勝路
委員	谷本繁男	委員	上北東太郎
委員	高砂清一	委員	香川深雪
委員	大橋光政	委員	加藤博美
委員	新上隆司	委員	小西百々代
委員	大浦澄子	委員	岡田賢
委員	三笠輝彦	委員	藪淳子
委員	森谷芳子	委員	増田富子

4 欠席委員 2人

委員	井竿辰夫	委員	梶村傳
----	------	----	-----

5 出席幹事 7人

副幹事長	加茂富義(委員兼務)	幹事	植田宗士
幹事	中村榮治	幹事	嶋野学
幹事	熊野實	幹事	廣瀬政博
幹事	横田淳一		

6 幹事会部会委員 36人

総務部会長 熊野 實
(幹事兼務)

総務部会委員
企画財政部会委員
市民部会委員
都市開発部会委員
土木部会委員
消防部会委員
島野 学
(幹事兼務)

総務部会委員 小山 正伸

総務部会委員 合田 彰朝

企画財政部会長 横田 淳一
(幹事兼務)

企画財政部会委員 井上 哲

企画財政部会委員 岸本 泰三

企画財政部会委員 森 覚

企画財政部会委員 植松 勉

企画財政部会委員 白井 文夫

企画財政部会委員
市民部会委員
村井 利行

市民部会長 氏部 隆

市民部会委員
健康福祉部会委員
土木部会委員
廣瀬 政博
(幹事兼務)

市民部会委員 間島 康博

市民部会委員 小泉 康裕

健康福祉部会長 岡内 須美子

健康福祉部会委員 多田 昌永

健康福祉部会委員 岡本 英彦

健康福祉部会委員 武上 浩一

健康福祉部会委員(代理) 西尾 裕樹

健康福祉部会委員 樋本 行夫

産業部会長 田阪 雅美

産業部会委員 池尻 育民

産業部会委員 穴吹 学

都市開発部会委員 氏部 幸男

土木部会委員 山下 功

消防部会長 富永 典郎

消防部会委員 黒川 守

消防部会委員 矢代 正己

水道部会長 松尾 尚市

水道部会委員 藤川 肇

教育部会委員 上原 直行

教育部会委員 片山 雅文

教育部会委員 多田 安博

議会部会長 金子 史朗

議会部会委員 川原 譲二

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班	黒 淵 博 美
事務局次長	加 藤 昭 彦	調整班長	清 谷 文 孝
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福 井 隆	調整班 兼計画班	林 田 競 一
総務班長 兼調整班兼計画班	奴 賀 信 二	計画班	山 上 龍 二

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

協議第20号 地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

(第5回会議提案:継続協議)

協議第21号 議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)について

(第5回会議提案:継続協議)

協議第22号 消防団の取扱い(協定項目第19号)について

(第5回会議提案:継続協議)

協議第23号 国民健康保険事業の取扱い(協定項目第22号)について

(第5回会議提案:継続協議)

協議第24号 介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)について

(第5回会議提案:継続協議)

協議第25号 人権啓発事業(協定項目第24-3号)について

(第5回会議提案:継続協議)

協議第26号 その他の事業(市・町民褒章制度)(協定項目第24-22号)

について(第5回会議提案:継続協議)

協議第27号 建設計画(協定項目第25号)について

(第5回会議提案:継続協議)

協議第28号 一般職の職員の身分の取扱い(協定項目第10号)について

協議第29号 事務組織及び機構の取扱い(協定項目第13号)について

協議第30号 一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)について

協議第31号 障害者福祉事業(協定項目第24-5号)について

協議第32号 高齢者福祉事業(協定項目第24-6号)について

協議第33号 保健衛生事業(協定項目第24-10号)について

協議第34号 商工・観光関係事業(協定項目第24-12号)について

協議第35号 交通関係事業（協定項目第24-15号）について

協議第36号 上水道事業（協定項目第24-16号）について

協議第37号 学校教育事業（協定項目第24-19号）について

協議第38号 その他の事業（水問題対策）（協定項目第24-22号）について

4 その他

(1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

(2) 高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） 本日は、年末を控え、何かと御多忙の中を御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから高松市・庵治町合併協議会第6回会議を開会させていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名いたします。

本日の会議の会議録署名委員には、森谷芳子委員さんと上北東太郎委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 （1）協議事項

議長（増田会長） （1）の協議事項のうち、まず、協議第20号地域審議会の取扱いについてを議題といたします。

なお、これからの協議第20号から協議第27号までにつきましては、前回、第5回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

協議第20号地域審議会の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほど、枠の中に記載のとおりでございます。恐れ入りますが、提案内容の朗読は省略をさせていただきます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

以上が協議第20号の提案内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第20号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

高砂委員 高砂です。

この件につきましては、前回、第5回の協議会の際に、私も申し上げたんですが、この地域審議会とあわせて、特例法による自治区、特例区の選択もあるんでないかということをお願いしたんですが、その際に、事務局の方から、特例区については政令の整備もまだ不十分であると、また事務の権限も制限されるというお答えであったんですが、岡山市周辺で合併協議が調った自治体の中には、特例区を選択した自治体もあるようでございますので、私といたしましては、もう少し研究をさせていただきたいということで、この件につきましては、私は継続でお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田会長） ただいまの御意見に対して、何かほかに御発言ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第20号につきましては、引き続き継続協議とし、次回、第7回会議で改めてお諮りすることとさせていただきます。

次に、協議第21号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の6ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第21号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

以上で協議第21号の提案内容の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） それでは、協議第21号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

はい、どうぞ。

寺岡委員 先般のときにも申し上げたんですが、編入の特例定数を2回実施するのは、どうかなという意見を申し上げました。本町の議会の中でも、そういうような御意見も出ておったんですが、1市6町、それぞれ1市1町の合併協議会の中で、本町の独自性を発揮できるのかどうなのか、そのあたりが、この提案でなされておる町もあるようですから、そのあたり、ざっくばらんなところですね、本町の意向が、特例定数は、例えばもう1回で

いいがとか、在任特例としてくれとかというような方向に、例えば傾いた場合、この案件については、どのように取りまとめができるのでしょうか。そのあたりをちょっとお聞きしたいんですが。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 今の御意見ですが、定数特例を1回使った場合に、ほかの協議会との違いが出ると、そのことについて、どうなるのかということでございますか。

それについては、基本的に、この合併協議会に提案する前に、高松市側から6町に提示された考え方で、現在、すべての合併協議会に同じ内容で提案をされておるということでございまして、この議員の取扱いについては、基本的には、すべて同様にすべきではないかということで、そのような提案がされております。

ただ、合併協議でございますし、それが、それぞれの町ごとの協議の中で、違う取扱いができるかどうかと、理論的な問題から言いますと、できないことはない。ただ、できないことはないんですけれども、全体のバランス、あるいはその後の具体的な動き等において、やはり支障が生じるのではないかなというようなことが考えられます。

なお、法律的にいろいろ問題も出てきますので、そこらあたりについては、十分に御検討の上、御協議をされる方がいいのではないかなというふうに思っております。御理解を賜りたいと思います。

寺岡委員 事務局の説明は十分わかったんですが、あくまで1市1町の協議会ということですので、尊重していただけるような中身であれば、議論の余地があるわけなんです。この提案の趣旨に沿って、先ほど言ったように、特例定数を他町に合わせるような形でいくとなると、若干の意見の温度差もありましたので、私の意見は、先般にも申し上げたんですが、定数特例2回もは要らない。高松市と一体化するためには、統一地方選は高松と合区の方が庵治町の活性化のために役立つんじゃないかと。小選挙区1名の代表より、大勢の方に庵治町を知っていただいて、議論していただく方がいいんじゃないかということをお願いしてきました。

合併の期日等によると、その特例を2回、どないいうんですか、編入合併特例定数で残任期間を小選挙区で選挙するというのも、小さい町では、非常にそのあたりも考えられると、いろんな要素が考えられるので、私の意見は、在任特例を使って定数特例はなしでということをお願いしておったんですが、まだそれが大勢とはなってません。けども、議論してもむだなんであれば、そういうことも余り余地がありませんので、先ほど事務局が

発言されたことをかみしめて、またそれなりに結論を出したいと思います。

以上です。

高砂委員 この件につきましては、ただいま庵治町の寺岡委員からの発言もございましたし、また、事務局の方からの答弁も踏まえた上ですが、庵治町議会といたしましても、さまざまな意見があるわけで、まだ意見の集約というところまで至っておりませんので、この件につきましても、あわせて継続ということで、私としてはお願いをしたいと思います。

議長（増田会長） ただいまの御意見に対して、特に御異論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第21号につきましても、引き続き協議ということで、次回、第7回会議で改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第22号消防団の取扱いについてから、協議第26号その他の事業（市・町民褒章制度）についてまでの5件を一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の10ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、協議第22号消防団の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページ中ほど、枠の中に記載のとおりでございます。恐れ入りますが、朗読は省略させていただきます。

次に、13ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第23号国民健康保険事業の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

次に、16ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第24号介護保険事業の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第25号人権啓発事業についてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第26号その他の事業（市・町民褒章制度）についてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

協議第22号から第26号までの提案内容は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第22号から協議第26号までについて、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第22号から協議第26号まで5件、一括お諮りいたします。

協議第22号から協議第26号までの5件について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第22号から協議第26号までの5件については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第27号建設計画についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、協議第27号建設計画について説明いたします。

建設計画につきましては、一部修正がございますので、別添のその2、附属資料（建設計画分）で説明いたします。

会議資料の後にとじております附属資料のその2、建設計画の案、こちらをごらんください。

建設計画の案の36ページをお開きいただきたいと思います。

36ページ、重点取組み事項のうち、施策の方向、安全で安心して生活できるまちづくりの中の施策項目で、三つ目の防犯対策の充実に、重点取組み事項として、夜間における犯罪の防止と通行の安全を図るために、防犯灯などの整備促進を追加するものでございます。

修正箇所は以上でございます。

この建設計画につきましては、今後とも、引き続き御意見、御要望をお聞きする中で、よりよい計画になりますよう、適宜、修正を加えることとし、すべての合併協定項目の協

議が終了した段階で、意思集約を図っていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、簡単ではございますが、建設計画についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいまの説明のありました協議第27号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

上北委員 庵治町の上北です。

建設計画の中で、先ほど、いろいろ後から協議するというような事務局からの内容の説明はありましたけれども、庵治町にとって大きな課題でもあります大島青松園の療養所がございますけれども、これが、仮に、向こう10年の計画となりますと、今、既に70歳を平均年齢を超えておる高齢でございます。恐らく、10年から、その向こうあたりで、もう大島青松園がどうなるかということが、国の管轄、ただいま厚生労働省の管轄でありますけれども、万一、計画の中では、島嶼部の発展というような形で位置づけた中に、大島青松園というのは入っておりますけれども、今後、後から協議するというのも一つの手法ですが、高松市としては、あの大島青松園が、将来は恐らく入所者もいなくなるでしょう、どこかに統合されるケースもあると思いますけれども、会長さんの方で、どのように、今後15年先ぐらいに、いろいろ空地であいてくる島の取扱いについて、どのように考えておられるか、ちょっと御意見を聞かせていただきたいと思います。

議長（増田会長） ちょっと、大島青松園のことについて、私、内部的にもまだ協議をしておりません。恐らく担当の方では、ある程度まで何かしとるのかもわかりませんので、ちょっと事務局の方で何かあるようだったら……、むしろ私も聞かせてもらいたいぐらいで、どのようなことになっておるのか。

梶河副会長 私の方から、差し支えなければ、話しますよ。

議長（増田会長） そうですか、はい、じゃ、済みません。

梶河副会長 梶河でございます。

ハンセン病の療養所ということで、全国に13施設がございます。これは国立、それから私立の二つございまして、全体では15の療養所があるわけでございますが、すべて、大島以外は陸域といいますか、一般の住民の皆さんと同じ土台のベースの上に施設がある。大島だけは隔離された島ということで、予防法が廃止されて、隔離というのは解かれまし

たけれども、現実には船で行かなければ渡れないということから、従前とほとんど変わらない状況で、現在、167～8名の方が生活をされておるわけでございます。現在、もう既に平均年齢は、76歳を超えて77歳というふうなところまで来ておろうかと思えます。

そのような中で、国としては、最後の一人まで、希望すれば大島で生活することを保証するというふうな約束をいたしております。そういうことからいきますと、現在、一番若い人が60前後かと思えます。50代の終わり、そういう人が2人が3人おいでるわけで、あとは、もうほとんど65歳から上というふうな形態になっておりまして、上北委員が申し上げましたように、10年ぐらい過ぎると、本当にもう、人数はぐっと減ってくるのではないかというふうなことが想定されるわけでございます。

そのような中で、現在、ハンセン病の療養所がある全国の市と町、7市5町、岡山の邑久さんが二つ持ってますんで、13の自治体じゃなくて、12の自治体という格好になってますけれども、連絡協議会があって、その中で、将来というふうなことについての議論が、もう数年前から焦眉的になっておると。何とかして将来構想を立てないかんといいうふうなことなんです、全国的に、多くは老人の施設というふうなことで継続していったらどうかという意見が多いわけですが、この場合には、島であるというふうなことが、その計画を立てる上で大きな、これ障害になる。老人の方の入所施設にしても、そこへ行くのが非常に不便であるといえますかね、風が強くて船が渡れんとか、渡っておって帰れないとか、あるいは船の便数が少ない。1日に高松へ向いて4便ないし5便、庵治の方へ向いては3便しかない。そのような形で、庵治から行くと、大体もう、そら、8時に出たら12時半に帰るか、夕方の5時半でないと帰ってこられない。非常に、本当に隔離されたような格好でございまして、私も、県の方とか、あるいは国へ向いて、この船便の便数をふやすというのが、まず第一だと。いろんな面で、将来計画を立てる上では、便数をふやしていただかないと、行き来ができない。計画立てても、人が行くわけにいかんというふうな施設になつとります。

そういうことから、ぜひ、仮に合併をしたとしたら、そのような、まずは足の便から、その増便を強力にお願いをしていただきたい。そういう中で、どのような、その利用方法が考えられるか。電気とか水というのは、現段階、電話もですが、300人ぐらいが生活しても耐えられるような状況になっておろうかっていうふうに思います。

ただ、そこへ行く手段というのが非常に弱いという気がいたします。大きな足かせになっておる。場所としては、もう皆さんも御承知かと思えますが、瀬戸内海の中でも、一段

と風光明媚なところにございまして、病院をのければ、民間の方にとっては天国のような場所であろうかという気がするわけでございます。そこをいかに有効に使うかというのは、これから先の非常に大きな課題にはなっております。我々も、町としてどうすべきかというのは非常に大きな課題として、まだ、よう解決せずに来ておる現状にあるということで、ぜひ皆さんの知恵をおかりして、多くの方が訪れやすいような施設にしていきたいと思いますというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田会長） どうもありがとうございました。

ほかに御意見。

はい、どうぞ。

高砂委員 高砂です。

先ほど、事務局の方の説明の中で、この建設計画については、適宜、意見も踏まえた上で修正を加えながら、最終的に意思確認ということでやっていきたいということでございますので、1点、その重点取組み事項ということで、ぜひお願いをしたい部分がございますので、申し上げたいと思うんですが、といたしますのは、海岸の越波対策でありますけども、庵治町の場合、海岸線が延長で15キロほどございます。その中で、海岸線に沿って集落が幾つかあるわけですが、その集落の中で、特に台風時などに、防波堤、それから県道を挟んで民家が軒を連ねておるわけですが、その台風時に防波堤を乗り越えた波がですな、県道を挟んだ民家を直撃するという事態が続いておりまして、ことしの10月の23号台風ですか、このときには午後3時ぐらいから6時半ぐらいまで約3時間ほど、その波の直撃を受けたということで、住民の方からも生きた心地がしなかったというような意見も出ておりますので、ぜひこの件に関して、重点取組み事項として取り上げて進めていただきたいということを申し上げたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） ただいまの御意見に対して、何か事務局の方からありますか。

事務局長 ただいまの御意見ですが、計画書の33ページですね。計画書本編の33ページの真ん中、安全で安心して生活できるまちづくりの1番目、自然災害対策の推進というところで、3行ほどの文章があります。その最後の段階で、総合的な治水対策と河川の計画的な改修や海岸保全施設の整備を推進しますということで、現在のところ、そのような表現を入れておりまして、36ページですね。36ページに重点取組み事項を書くよう

になってるんですが、現在のところ、上から二つ目の事業として、大島海岸防災事業、これは香川県の事業ですが、それしか書いてないわけですけども、ただいま御意見いただいたことも踏まえまして、自然災害対策としては、その上側での汐入川上流ポンプ場建設事業もありますけれども、ただいま御意見いただいた点については、事務局の方で、部会、高松市と庵治町の担当部門の御意見もお聞きしながら、具体的にどうなのかということを確認する中で、記述の方法等について検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

高砂委員 御検討ください。

議長（増田会長） ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第27号につきましては、次回会議で……。

あっ、はいはい、どうぞ。

増田委員 済みません、増田です。

建設計画について、随時意見を言っていて調整ということなので、ちょっと、この場をかりて意見ということで、建設計画の37ページなんですけれども、魅力ある観光・交流を育てるまちづくりという項目なんですけど、その中で、観光・交流イベントの充実ということで、大変、庵治は石が有名なので、石のさとフェスティバルとか、いろいろ書いてくださっているんですけども、この中で、今回ぜひ、やはり映画のロケ地ということで話題になっておりますし、いろんな立て看板なども町で立てて、たくさんの方がおいでしてくれております。ぜひ、この中に、観光の中に映画のロケ地として、やはり高松市の観光の中に取り入れてほしいなということで、1行何か入れていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 御指摘いただきました、これについて、最初の方の協議会の場でも御意見をいただいております、その際にも、庵治町においてどのような対応が可能かということも具体的に検討される中で、計画の内容について検討されたいというようなことで、説明した記憶がございますが、ただいま御意見いただきましたので、改めて、具体的にどのような施策、事業の展開、あるいはその方向性が書けるのかということについて検討してみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田会長） ほかに何かございませんか。

はい、どうぞ。

小西委員 ちょっと、今の映画の件で一言申し上げておきますけれど、私、別に映画誘致6本目、今、取りかかっておりますが、御存じのように、「セカチュウ」も85億円という東宝の映画で収益を上げまして、皆さんのおかげでっていうことで、あれを誘致するときには、シナリオハンティングからロケハンティング、同行いたしております。だから、どういうふうになっていうことがよくわかった上で行動を共にしておりますが、一番最初の市役所の会議のときに、300万人突破しましたね、と言ったら、迷惑だと町長はおっしゃいました。それに対して、三笠議員と大浦澄子議員が、そやそや、県に言うて、道路広げてもらええんや、というお話がありました。我々の一般の人間としたら、一円のお金もいただかずに、市民として、県民の1人として協力を惜しまず、デスクワークの人たちに、その映像の世界がわからないから、全部紹介して取り仕切ってやってきたわけです。

今度はまた、イサム・ノグチのことを取り上げていただくような、監督ともお話は、全部こっち来よるわけです。県の方へは行かないで、私の方へ来て、行きよるわけですけども、せっかく与えられて、よかったね、と言うて、素直に言うてくれたらいいのに、何でああいうことをおっしゃったのか、私はわかりません。観光につなげていくように、地元の人が本当に自分とこへロケ来ていただいたんなら、ありがたい。それを生かす方法は、地域の人がすべきで、いろいろ後の問題も全部知っております。どうなんですか。我々、一生懸命支援したのがいいことなのか、悪いことなのか、迷惑かけてることなのか、はっきり言っていたきたいですね。

梶河副会長 梶河でございます。

迷惑であると申し上げたのは、写真館をもとあったところへ設置すると、住民の方が非常に通行に支障を来す、あるいは事故を起こす危険があるというふうに申し上げたんであって……

小西委員 いいえ、違います。

梶河副会長 映画そのものを迷惑だと申し上げたんじゃない。だから、写真館の……

小西委員 いや、自分の生活圏を脅かされるとおっしゃいましたね。

梶河副会長 そうですよ。住民が生活する上で、映画のスタジオといいますか、写真館をつくっておったところへ、改めて写真館を復元するという自身は、住民の生活にと

っては非常に危険を伴うということから、場所を変えるべきであるというふうに申し上げたんで、映画そのものが迷惑であった、あるいは迷惑だというふうに申し上げたのではないんで、その点は御理解をいただきたい。迷惑というのは、住民が迷惑しますと。交通安全の上から、非常に場所としてよろしくない、永久施設として残すのは。しかるべき場所を考えるべきだという意味での、あの場所に再現は困りますと申し上げた。それは御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（増田会長） 特に……。

はい、どうぞ。

三笠委員 ちょっと御指名をいただいたんで、名誉のために話をさせていただきますが、小西委員の、当初その話は、小西委員の方から話が出ましたけれども、それはそれで、この映画に対しての、この問題というのは、我々は非常に興味津々でありますし、あれだけヒットされたということ、それで香川県及び庵治町のPRになったということは、そら我々は大いに多といたしております。

そういう中で、当時の話は、私も大浦委員もおりますけれども、道の問題で、県道どうのこうのという話というんは、私は今初めて聞きました。そら、議事録見たらわかりますけれども、そういう話は取り消していただきたい。

今、問題になっておるのは、この合併協議会の中で、今、増田委員の方から、要するに、せっかく映画で、ロケ地で十分、庵治町が適してある。その中で、これだけのヒット作を生んだ。そういうことは、大いに、我々はもう貢献度大でありますけれども、そういう中で、その文面をこの中へ入れてほしいという、そういう話を、今、増田委員はなさったわけですから、そういう中で、あれとこれといろいろごっちゃにすれば、話がややこしいなりますんで、そこら辺は、やっぱり合併協議会の席である。そして、その文言の中で、こういう庵治町との問題をいかにこの中へ文面化するかという、そういうことの話にしていただける方が、私どもは非常にありがたいし、庵治町のことも、我々は勉強になるし、そういうことをしっかり論議していくという必要があるんで、そのところをひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（増田会長） それでは、協議第27号については、次回会議で改めて質疑及び協議を行うことといたします。

次に、新規提案の協議事項でございます。

まず、協議第28号一般職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。

なお、これよりの新規提案11件につきましては、会議規程に基づき、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回の第7回会議で改めて質疑等を行った上、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第28号一般職の職員の身分の取扱いについて御説明いたします。

本日、お配りをしております附属資料のうちで、右肩にその3と表記いたしております附属資料をごらんいただきたいと存じます。その3と書いております附属資料（新規提案分）でございます。その3と書いてありますが、表紙の目次でございますように、案件が非常に多くございまして、127ページほどございます。

このようなことから、説明の都合によりまして、両市町に大きな違いのある点を中心にポイントを絞って説明いたしますので、この点、御了承いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、附属資料2ページをごらんいただきたいと存じます。

一般職の職員の身分の取扱いのうち、職員数等でございます。

まず、1の職員数及び2の職層別人数につきましては、資料に記載のとおり状況でございます。

また、3の級別職種でございますが、2ページから3ページにかけて記載のとおり、高松市では、全職種とも同じ分類表でございますが、庵治町では、行政職の分類表以外に技能労務職の分類表がございます。

また、4ページには、両市町の平均給料月額等の現況を記載をいたしております。

両市町の現況は、以上でございますが、調整案といたしましては、2ページの右下にございますように、「庵治町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

なお、会議資料に記載しております提案内容も、ただいまの調整内容と同じ内容でございますので、本日は説明は省略させていただきます。

以上で協議第28号一般職の職員の身分の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいまの説明のありました協議第28号について、御質問等ございましたら御発言をお願いします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第28号につきましては、次回、第7回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第29号事務組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、恐れ入りますが、再び会議資料の方の27ページをらんいただきたいと存じます。会議資料、27ページでございます。

協議第29号事務組織及び機構の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほど、枠で囲った部分に記載しておりますように、「現在の庵治町役場については、庵治町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。庵治支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、庵治町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整するものとする。住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理するものとする。これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行うものとする。」というものでございます。

以上が提案内容でございますが、この提案内容の基本的な考え方を補足して御説明申し上げます。

まず、1点目といたしまして、合併の効果を上げるということでございます。

合併の効果を可能な限り発揮させるためには、行政組織、機構及び人員体制を極力スリム化し、簡素で効率的な行政組織体制を確立し、行政コストの縮減と行財政運営基盤の充実強化を図り、もって住民の福祉の向上に資するということが必要であるということでございます。このことは、合併に係るさまざまな意向調査等におきましても、人件費の削減

が最大の効果として強く期待されているところでもございます。

次に、2点目といたしまして、住民生活の激変緩和への留意ということでございます。

住民がなれ親しんできた、これまでの行政体制が、合併によって急激に変化することは、行政制度やサービスの変化とともに、住民の不安の要因となっていることも事実でございます。このようなことから、住民の日常生活に多大な支障を来さないよう、合併時における激変緩和に留意するというところでございます。

3点目といたしまして、合併後の見直しということでございます。

この事務組織、機構につきましては、合併後の支所等の業務の執行状況などの実態を把握、検証する中で、全庁的組織機構のあり方を見据え、効率的で効果的な体制となるよう、見直しを行うということでございます。

以上のような基本的な考え方に基づきまして、住民の日常生活に支障を来さないよう、合併時における激変緩和に留意する中で、合併の重要な目的である簡素で効率的、効果的な行政組織体制の確立を展望した、地域行政のサービス拠点の整備を行うこととしたものでございます。

提案内容についての説明は以上でございます。

なお、次の28ページと29ページには、両市町の行政機構図を掲載いたしておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で協議第29号事務組織及び機構の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第29号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第29号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第30号一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、先ほどの附属資料の6ページをごらんいただきたいと存じます。

これから後は、附属資料で御説明申し上げます。附属資料6ページでございます。

6 ページから 8 ページにかけましては、両市町が加入しております一部事務組合等の状況を記載しております。6 ページの 1 の高松地区広域市町村圏振興事務組合につきましては、両市町共に加入をいたしております。

次に、2 の木田香川地区町村税滞納整理組合、7 ページの 3 の讃岐地区広域消防組合、4 の香川県東部清掃施設組合及び 8 ページの 5 の香川県市町総合事務組合につきましては、庵治町のみが加入しております一部事務組合でございます。

また、6 の土地開発公社につきましては、庵治町では設立をいたしておりません。

以上が一部事務組合等に係る両市町の現況でございますが、庵治町のみ加入しております一部事務組合の中には、現在、高松市が合併協議を行っております他の町も加入いたしております。

例えば、7 ページの 3 の讃岐地区広域消防組合ですと、構成町のうちで、三木町を除く 5 町と高松市が合併協議を行っております。この合併協議の動向によりましては、対応形態が変化することが想定されるところでございます。

また、その場合の効率的な手続方法も、それぞれの合併のパターンにより異なってくることになります。

このようなことから、現在、庵治町のみが加入しております一部事務組合については、今後の合併協議の動向を見きわめた上で、その取扱いを協議する必要があるものと思われま

す。以上のような現況を踏まえた調整案でございますが、6 ページの右下にございますように、「両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。庵治町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続を行う。土地開発公社については、高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上で協議第 30 号一部事務組合等の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第 30 号について、御質問等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

嶋野委員 庵治町の嶋野です。先ほど、事務局の方から、一部事務組合等の説明があったわけですが、今後の協議の動向を見きわめながらということはわかりませんが、

香川県東部清掃施設組合、これにつきましては2市4町で構成しております。

そういう中で、庵治町が本年度、予算の負担金の部分でございますが、約3,000万円ほど計上してございます。

そういうことで、もし、この2市4町のうち、庵治町、また牟礼、香川町等々が高松と合併ということになりますと、残った市町の負担部分が非常に大きくなるということも考えられます。

また、讃岐広域消防につきましても、先ほど説明がございましたように、三木町のみが残る可能性もなきにしもあらずということになりますので、今後の基本的な考え方を議長にお聞きいたしたい。

議長（増田会長） 基本的な考えと言われますけれども、やはり、その合併がどうなるかによって、その基本的な考えというのが変わりますので、今んところ、私も全くどういう展開になるか、予想ができませんのですけれども。一番極端な場合ですと、今言った讃岐消防ですな、三木町だけが残った場合、一体、組合として残すのか、どういうやり方がいいのか、もちろん事務局には、早くから検討するようにと言うておりますけれども、一体どういう形態が一番いいのか、県や消防庁の意見も聞いてみないかと思えますし、ちょっと今んところ、私も見当がつかんのですけれども、事務局の方で、どこまで検討しとるか、あるようだったら、ちょっと……。

事務局長 ちょっと、事務局の方で直接的な説明にはなりませんけれども、補足をさせていただきます。

ただいま会長さんの方からもありましたけれども、合併の形態によってさまざまなパターンが出てくると、そのパターンによって法律的な手続が全部変わってくるということになります。したがって、最終的に合併が定まった時点で、じゃあ、どのようにするかということを実体的に検討するようになるということでございますが、その調整案に書いておりますように、基本的に、住民サービスの変化を来さないことを基本にということを書いています。したがって、行政ベースでどうするかは別にして、出口の受ける方の側の住民にとっては、サービスは変わらないということは大原則になるかと思えます。どこでどういうサービスをするかというのは、これから法律的な手続、あるいは具体的な、関係市町でどのように対応するかということを実体的に検討する中で、その方向が定まってくるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

嶋野委員 ただいま事務局の説明では、住民サービスに低下を来さないということ

は、これは、我々、理解しているわけですが、一方、東部清掃施設組合におきまして、やはり、さぬき市、東かがわ市、また三木町が残りますと、3町が抜けたがゆえに、負担部分が大きくなると。

それと、ごみ処理にいたしましても、今後、長尾の溶融炉施設が持てる間は、やはり処理能力は十分にあるということなんで、そこらは、やはり市としても、今後、事務的なことも踏まえまして、いろいろ考え方がありましようが、進めていただきたいなど、このように思います。

議長（増田会長） ほかに御意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第30号につきましても、次回会議で改めて質疑等を行い、意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第31号障害者福祉事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料10ページをごらんいただきたいと存じます。

障害者福祉事業のうち、まず、障害者手帳の交付でございますが、現況のうち、1の身体障害者手帳につきましては、高松市は、中核市として身体障害者手帳を市で審査・決定し、交付をいたしておりますが、庵治町では、香川県へ進達をいたしております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと存じます。

支援費等の支給・変更決定業務でございますが、両市町とも同じ内容でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、12ページの育成医療等負担費用助成事業でございますが、庵治町では、事業を実施しておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

これと同じように、次の13ページの補装具給付費用負担額助成事業、そして14ページの訪問入浴サービス事業、15ページの心身障害者（児）扶養共済掛金助成事業、16ページの障害者（児）社会参加推進事業、17ページの手話奉仕員養成事業、そして18ページの手話奉仕員等派遣事業、次の19ページの福祉タクシー設置補助事業、20ページの身体障害者パソコン教室事業、そして21ページの在宅重度心身障害者訪問診査事業の九つの事業につきましても、庵治町では実施しておりませんことから、調整案は、いず

れも「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと存じます。

心身障害者医療費助成事業でございますが、現況のうち、2の助成内容について、庵治町では4級及び療育手帳のBの者につきましては、自己負担相当額の2分の1の助成となっているほか、3の助成方法におきましても、市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上で協議第31号障害者福祉事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第31号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第31号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第32号高齢者福祉事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、24ページをごらんいただきたいと存じます。

24ページの高齢者と地域の交流事業及び次の25ページの高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業でございますが、いずれも高松市のみの事業でございますことから、調整案は、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

次に、26ページをごらんいただきたいと存じます。

敬老会事業でございますが、現況のうちで、3の運営方法、4の開催場所及び5の開催時期におきまして、市町間で差異がございます。

庵治町では、大島青松園での敬老会事業につきましては、町から自治会へ祝い金を贈呈し、自治会において独自に実施いたしております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、大島青松園における敬老会事業の運営方法については、大島青松園の意思を尊重する中で、適切に対応するものとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、27ページをお開き願います。

老人介護支援センター事業でございますが、この事業は、地域型支援センターと基幹型

支援センターの二つの事業に大別されますが、このうち、2の基幹型支援センターにつきましても、庵治町には該当がございません。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、28ページをごらんいただきたいと存じます。

敬老祝品贈呈事業でございますが、現況のうちで、4の祝品の内容及び5の贈呈方法につきましても、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、29ページをお開き願います。

高齢者訪問事業でございます。

現況のうち、1の対象者と5の訪問者におきまして、市町間で違いがございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、30ページをごらんいただきたいと存じます。

高齢者生きがいデイサービス事業でございますが、現況のうちで、1の対象者の要件と3の実施方法、5の利用回数及び6の費用負担におきまして、市町間で差異がございます。

このうち、3の実施方法について、現在、庵治町の対象者は、庵治町にございます、あじの里のほか、資料に記載のように、牟礼町、三木町のデイサービスセンターも利用することができることになっております。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域の対象者は、合併年度及びこれに続く3年度に限り、引き続き他町のデイサービスセンターを利用できるものとする。」といたしております。

続きまして、31ページをお開き願います。

軽度生活援助事業でございますが、資料には、在宅高齢者の自宅での援助という視点から、両市町で実施しております類似事業を記載いたしております。

現況のうち、2の対象者、4の実施方法、6の利用回数・時間及び7の費用負担に市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、32ページをごらんいただきたいと存じます。

老人福祉施設整備事業利子補給でございますが、1の対象者について、高松市では、平成15年度着工分を最後に、新規の施設整備事業への利子補給を廃止いたしております。

また、5の利子補給利率について、市町間で差異がありますほか、庵治町の現況欄に

印で記載しておりますように、庵治町では、あじの里の整備に係る利子補給については、他の同種の施設と合わせ、庵治町、牟礼町、三木町の3町の協議に基づき、3町により、相互負担する取扱いといたしております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、合併時において、庵治町が利子補給している対象事業については、現行の庵治町の利子補給利率を適用するものとする。

なお、現行の利子補給に係る相互負担については、合併時までには清算できるよう3町で協議するものとするとし、調整案も記載のとおりの内容といたしております。

次に、33ページをごらんいただきたいと存じます。

老人クラブ活動促進事業でございますが、現況のうちで、3の補助内容におきまして、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。庵治町老人クラブ連合会については、高松市老人クラブ連合会への統合を促すとし、調整案も記載のとおりの内容といたしております。

次に、34ページをごらんいただきたいと存じます。

シルバー人材センター運営費補助事業でございますが、現況のうち、これも3の補助内容におきまして、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。庵治町シルバー人材センターについては、高松市シルバー人材センターへの統合を促すとし、調整案も記載のとおりの内容といたしております。

次に、35ページをごらんいただきたいと存じます。

35ページの高齢者入浴助成事業と次の36ページの寝たきり高齢者寝具乾燥等事業につきましては、いずれも高松市のみでございまして、調整案は、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

以上で協議第32号高齢者福祉事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第32号について、御質問、御意見ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

上北委員 庵治町の上北ですが、高齢者の28ページに、敬老祝品贈呈事業とかという

のがありますけれども、庵治町では、今現在、75歳以上、それから90歳以上に、75歳以上の方が7,000円だと思んですが、90歳以上の方に1万円の敬老年金というのを支給しておりますけれども、高松が支給してあるのかどうかは知りませんが、そこらあたりのお考え、合併までに協議するというのであれば、そういう考え方も一つの方法としてありますけれども、やはり高齢者にとっては、それらのことも必要な問題ではないでなからうかと、こう私は思いますけれども、そこらあたりの御返事を合併時までに協議するのか、そういったことについて、ここの中に触れてございませんので、ちょっと御質問をしたい。

ありますか、年金問題について。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、健康福祉部会の方から、ただいまの御質問に対する答弁をお願いいたします。

西尾健康福祉部会委員代理 健康福祉部会でございます。

今回、この第6回会議で協議をお願いしております高齢者福祉と、実は、次回協議予定の第7回だと思っておりますが、その他の福祉事業というのがございます。実は、御指摘のいわゆる敬老祝い金でございますが、実は、その他の福祉の中で、次回、いわゆる福祉金等の事業ということで、障害者、母子一括して御審議をいただくように予定となっておりますので、次回、よろしくをお願いいたします。

議長（増田会長） ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第32号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることいたします。

次に、協議第33号保健衛生事業についてを議題いたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、38ページをお開き願いたいと存じます。

まず、38ページの医事監視指導及び次の39ページの介護老人保健施設整備及び指導監査等につきましては、高松市では、中核市として市において実施いたしておりますが、庵治町では、現在、香川県が同様の業務を実施しておりますことから、対応策といたしましては、いずれも高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行するとし、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、40ページをごらんいただきたいと存じます。

地域保健推進でございますが、資料に記載のとおり、両市町では、地域保健対策を推進いたしておりますが、2の地域保健推進協議会につきましては、庵治町に該当する組織がございません。

対応策でございますが、高松市の地域保健推進協議会において、庵治町地域を含めた活動を行うものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、41ページをお開き願いたいと存じます。

健康づくり推進プランでございますが、高松市では、2012年までの健康づくり推進プラン「健やか高松21」を策定いたしておりますが、庵治町では、これに該当する計画は策定されておられません。

対応策でございますが、高松市の制度を適用する。高松市健康づくり推進プラン「健やか高松21」については、合併年度の翌年度に、庵治町地域の実情等を踏まえ、庵治町地域を含めた計画に改訂するものとするとし、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

次に、42ページをごらんいただきたいと存じます。

42ページから43ページにかけての営業許可等でございますが、これは、先ほどと同様に、中核市として高松市が実施している業務でございます。

これと同じように、次の44ページから46ページにかけましての監視・指導・講習等、そして47ページでございます食中毒予防推進につきましても、中核市としての業務でございます。調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、48ページをごらんいただきたいと存じます。

公衆浴場施設改善事業等助成でございますが、これにつきましても、高松市のみの制度でございます。

次に、49ページをお開き願います。

狂犬病予防でございますが、1の狂犬病予防注射に一部市町間に差異がございますが、両市町とも同様の業務を行っておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、50ページをごらんいただきたいと存じます。

野犬対策でございますが、両市町では、記載のような野犬対策が行われておりますが、

1の野犬等の捕獲・保護・抑留につきましては、庵治町では、香川県が実施をいたしております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、51ページをお開き願います。

犬猫不妊去勢手術費補助事業でございますが、これは高松市のみの制度でございます。

次に、52ページをごらんいただきたいと存じます。

52ページにございますエイズ予防・相談指導事業から、少しページが飛びますが、61ページにございます精神障害者社会復帰支援等事業まで、五つの事業につきましては、一部、庵治町におきましては実施している事務もでございますが、その他は高松市が中核市として市が実施している事業でございます。調整案といたしましては、いずれも「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、63ページをお開き願います。

63ページは、保健センター施設・機能でございます。

現況でございますが、1の施設の概要に記載のとおり、高松市では、平成6年7月に保健センターを、庵治町では、平成10年7月に保健福祉センターを設置いたしております。

施設の概要は、資料に記載のとおりでございますが、双方の施設につきましては、2の設置の経緯等や3の機能のうちの併設機能におきまして、差異がございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「庵治町保健福祉センターについては、高松市に引き継ぐものとする。ただし、併設機能の管理運営等については、合併時までに調整するものとする。」としております。

続きまして、64ページをごらんいただきたいと存じます。

予防接種でございますが、表の一番下のツベルクリン反応検査・BCG接種の実施方法におきまして、市町間で違いはございますが、その他につきましては、同じでございますことから、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、65ページをお開き願います。

母子健康教育でございますが、両市町で妊婦や乳幼児を持つ母親などを対象に、育児不安解消や子育て支援のための事業を実施しておりますが、その事業内容が一部異なっております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、66ページをごらんいただきたいと存じます。

妊婦・乳幼児健康診査でございますが、現況欄に記載のとおり、両市町で各種の健康診査等を実施しておりますが、実施している健康診査において、一部違いがあるほか、その実施方法にも差異がございます。

なお、現在、庵治町が実施しております、下から五つ目にございます1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査、そしてこども相談につきましては、高松市では、現在、集団健診を行っておりますことから、高松市の制度に統一いたしますと、高松市の保健センターなどの施設で実施することになります。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域における1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、現行のとおりとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとするとし、調整案といたしましても、同趣旨の内容といたしております。

次に、67ページをごらんいただきたいと存じます。

健康教育・健康相談でございますが、1の健康まつりの実施方法及び2の骨粗しょう症予防教室の実施内容等におきまして、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、庵治町で実施している健康まつりについては、高松市の健康まつりに統合するものとする。庵治町で実施している骨粗しょう症検診については、骨密度測定による予防事業として実施するものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、68ページをごらんいただきたいと存じます。

68ページから次の69ページにかけて記載いたしております健康診査・がん検診でございますが、各種のがん検診におきまして、1の実施方法と2の自己負担額におきまして、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時までには調整するものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、70ページをごらんいただきたいと存じます。

地域保健組織でございますが、現況のうち、庵治町では、地区保健委員会から献血推進協議会連合会までの四つの組織については、該当がございません。

一方、高松市には、愛育会、保健推進員協議会がございません。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。庵治町地域において地区保健委員会

及び地区献血推進協議会の組織化を促すものとする。庵治町の食生活改善推進協議会については、高松市の食生活改善推進協議会への統合を促すものとする。庵治町愛育会については、自主グループとして取り扱うものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、71ページをごらんいただきたいと存じます。

初期救急医療でございますが、現況欄でございますように、高松市では、夜間急病診療、休日歯科診療補助事業及び夜間救急歯科診療補助事業を実施いたしておりますが、高松市のみ制度でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上で協議第33号保健衛生事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第33号について、御質問等ございましたら御発言願います。

特に、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようございましたら、協議第33号につきましても、次回会議で意思集約を図ることといたします。

次に、協議第34号商工・観光関係事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、73ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、中小企業指導団体等育成について御説明申し上げます。

1の中小企業指導団体補助でございますが、高松市では、条例等に基づき、高松商工会議所、高松市山田商工会など、七つの団体に対し、助成を行っております。

一方、庵治町におきましても、庵治町商工会及び協同組合庵治石振興会に補助金を支出いたしておりますが、市町間で補助内容等におきまして差異がございます。

なお、2の香川県中小小売商団体連合会補助から5の高松職業安定協会補助までの各種の補助につきましては、高松市のみ制度でございます。

また、6の審議会につきましては、両市町共に設置をいたしております。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、商工会については、速やかな統合を促す。庵治町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、

現行のとおり実施するものとする。なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、適切な検討を行うものとする。協同組合庵治石振興会の事業補助については、現行のとおり実施するものとする。庵治町商工業振興審議会については、高松市中小企業振興審議会に統合するものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとし、協同組合庵治石振興会の事業補助については、現行のとおり実施するものとする。」としたところがございます。

続きまして、74ページをごらんいただきたいと存じます。

74ページから76ページにかけて記載しております中小企業勤労者福祉制度でございますが、これは高松市のみの制度でございますことから、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としております。

続きまして、77ページをごらんいただきたいと存じます。

企業誘致推進でございますが、この制度につきましても、高松市のみの制度でございますことから、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところがございます。

続きまして、78ページをごらんいただきたいと存じます。

中小企業等融資制度でございます。

現況のうちで、2の中小企業融資につきましては、両市町とも実施いたしておりますが、その内容におきまして差異がございます。

また、3の中小企業公害防止施設整備資金融資から79ページの5の中小企業団体等融資までは、高松市のみの制度でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところがございます。

続きまして、80ページをごらんいただきたいと存じます。

計量検査事業でございます。

高松市におきましては、中核市として市が実施いたしておりますが、庵治町では、県が同様の業務を実施いたしております。

また、検査会場でございますが、高松市では、各地区の公民館等で実施いたしておりますが、庵治町では、役場及び大島青松園において実施いたしております。

対応策でございますが、高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松

市に移行する。庵治町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとするとし、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、８１ページをごらんいただきたいと思います。

勤労者住宅融資資金貸付制度でございますが、これは、高松市だけの制度でございますことから、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としております。

次に、８２ページの高松テルサ運営事業につきましても、高松市だけの事業でございます。

次に、８３ページをごらんいただきたいと思います。

観光振興計画でございますが、庵治町では、計画を策定しておりませんことから、対応策といたしましては、観光振興計画については、合併後速やかに庵治町地域を含めた計画に見直すものとするとし、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、８４ページをごらんいただきたいと思います。

観光イベント振興事業でございますが、８４ページから次の８５ページにかけて記載しておりますように、高松市では、さぬき高松まつりなど、四つのイベントに対し、また、庵治町では、ふれあい祭り庵治に対し、それぞれ補助を行っております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。庵治町が実施している観光イベントの補助については、合併後も継続して行うものとする。」としたところでございます。

続きまして、８６ページをごらんいただきたいと思います。

観光協会等の育成でございますが、庵治町では、観光協会等がございませんことから、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としております。

続きまして、８７ページをごらんいただきたいと思います。

８７ページは、観光施設運営等事業でございます。

現況のうちで、次の８８ページの２のオートキャンプ場及び３の海水浴場附帯施設につきましては、庵治町だけの事業でございます。

対応策でございますが、８７ページでございますように、庵治町の観光施設等については、高松市に引き継ぐものとし、施設の運営形態等については、合併時まで調整を行うものとするとし、調整案も記載のとおりの内容といたしております。

続きまして、８９ページをごらんいただきたいと思います。

国立公園清掃活動事業でございます。

現況のうち、3の国立公園清掃活動事業（御殿山園地）につきましては、庵治町が香川県から受託し、御殿山園地の除草、清掃業務を庵治町の歩こう会への委託により実施しているものでございます。

調整案でございますが、「香川県からの国立公園清掃活動事業（御殿山園地）の受託については、高松市に引き継ぐ。」としたところでございます。

なお、次の90ページの競輪運営事業は、高松市のみの事業でございます。

以上で協議第34号商工・観光関係事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第34号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

三好委員 三好でございます。

商工会につきまして御質問いたします。

これ、6町合併、高松市の合併という話で、6町が会合いたしました。会合いたしました、その中でいろいろと協議いたしましたけれども、三木町がその中へ入りません。木田郡だったら、2町になります、牟礼町と庵治町。それから、今までは讃岐地区と申しまして、直島も入ったんですが、直島は除かないかんとということで、あとの6町で会合を持ちました。それで、そういう形で会合いたしましたけれども、今、会員に、全然、その話、合併の話をしておりませんので、どこまで進むかということの懸念もでございます。そういう意味で、うまくできるだけ努力していかにかんたろうというお話ししておりますけれども、これができるだけ3年という期限でなくして、できるだけ早急にいたしますけれども、遅れたら、ひとつそれにつきまして御理解いただいて、また御指導なり、それからまた、そういう面で、助成につきましても御協力いただきたいということの会でございしますので、よろしく願いしたいと思っております。それが一点。

もう一点、石のフェスティバルにつきまして、この項目の中に外れておりますんですが、それはいかがなっとるか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（増田会長） 商工会のは、前にもお話ししたと思っておりますが、もう3年というのは、あくまで、県が当面、3年間保証するというところでございましたので、3年ということで、県がそのまま続けるようであれば、当然、そのままいけばいいし、その間に商工会の統合

という問題が新たに出てくれば、また、その時点で考えなければならないなと思っております。

それから、フェスティバルは、当然、もう現行どおりやるということで、このとおりでございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第34号につきましても、次回会議で改めて意見集約をしたいと思えます。

次に、協議第35号交通関係事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、92ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、交通安全運動でございますが、活動内容に若干の差異はございますが、両市町とも、ほぼ同様の活動を行っておりますことから、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、93ページをごらんいただきたいと存じます。

交通安全活動でございますが、1の交通安全指導者研修会及び4のマナーアップモデル地区事業については、高松市のみの事業でございます。

また、2の交通安全教室の開催、3の街頭交通指導の実施主体等及び5の交通安全指導員の活動につきましては、両市町ともに実施しておりますが、実施内容等において、若干の差異がございまして、3の街頭交通指導の実施主体等につきましては、庵治町では、3名の交通指導員が主体となって実施しているものでございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、街頭交通指導の実施方法等については、庵治町地域の交通安全活動の低下を来さないように、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

次に、94ページをごらんいただきたいと存じます。

交通安全資材の配布でございますが、1の保育所・幼稚園・学校関係資材の配布物等におきまして、市町間で差異はございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、95ページをごらんいただきたいと存じます。

市・町民交通傷害保障でございますが、現況のうちで、3の保険期間、4の保険料及び

6の保険金におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、保険期間については、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

次に、96ページをごらんいただきたいと存じます。

放置車両等対策でございますが、高松市では、96ページから97ページにかけて記載しておりますような事業を実施いたしておりますが、庵治町には該当がございませんことから、「高松市の制度を適用する。」としております。

続きまして、98ページをごらんいただきたいと存じます。

チャイルドシート助成でございます。

現在、庵治町では、資料に記載のような内容で、チャイルドシート購入の助成を実施しておりますが、高松市では、同様の制度はございません。

調整案でございますが、「庵治町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、99ページをごらんいただきたいと存じます。

生活バス路線維持でございますが、高松市では、減便や廃止になっている路線バスに対し、市民の足の維持、確保のため、現在、記載のような12の路線に対して補助を行っておりますが、庵治町では、現在、該当がございませんことから、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上で協議第35号交通関係事業についての説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第35号について、御質問等ございましたら御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第35号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ります。

次に、協議第36号上水道事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、101ページをごらんいただきたいと存じます。

上水道事業の調整内容につきましては、101ページから109ページまで、所定の様式で経営形態あるいは水道料金など、八つの項目について現況及び調整方針を掲載いたしておりますが、本日、よりわかりやすく御理解いただくという趣旨で、110ページ以降に参考資料をつけております。この参考資料によりまして御説明をさせていただきます。

110ページをごらんいただきたいと存じます。110ページの参考資料でございます。

まず、1の経営形態と会計処理でございますが、庵治町水道事業につきましては、高松市の水道事業に統合するとともに、会計処理につきましても、高松市の水道事業会計に統一して処理することといたしております。

次に、2の水道料金でございますが、庵治町の水道料金は、合併時に高松市の水道料金に統一することとし、料金統一に伴い、負担が増加するものについては、急激な負担の増加を避けるため、その増加額について、合併後3カ年の段階的な緩和措置を適用し、4年目に高松市の水道料金に統一するものでございます。

なお、次の表は、メーター口径と1カ月の使用水量ごとに、市町間の一般用の水道料金を比較したものでございまして、1カ月の使用水量の欄に 印がついておりますのは、各口径における平均の使用水量でございます。

次に、表の下に記載しております、高松市の料金に統一して料金が高くなる場合とその対応でございますが、庵治町の水道使用者の87.2%を占める口径が13ミリの一般用の場合、負担が減少する使用者は、1カ月の使用水量が9立方メートルまでと、11立方メートルから23立方メートルまでの使用者でございまして、全体の54.4%となります。

また、その他の業務用などを合わせますと、全体の60.7%が減少いたします。

また、負担の増減がないものの比率は2.7%でございます。

一方、口径が13ミリの一般用の場合で、1カ月の使用水量が24立方メートル以上につきましては、1立方メートル当たりの従量料金が高松市の方が高いことから高くなり、また、口径が20ミリ以上の大口の使用者についても、基本料金や従量料金の水準が高松市の方が高いことから、使用量に関係なく高くなります。

全体といたしましては、36.6%が高くなるものでございます。

このような状況を踏まえた対応でございますが、負担がふえる使用者の中には、増加額の幅が大きくなるものがございましてことから、統一後に料金が低くなるものについては、そのまま高松市の料金を適用することとし、統一後、料金が高くなるものについては、合

併後の3年間に段階的な緩和措置を行い、4年目に高松市の料金に統一するというものがございます。

この緩和措置につきましては、水道料金の増加額について、合併後、最初の1年目は増加額のおおむね75%、2年目は50%、3年目は25%を減免措置するものでございます。

なお、次の111ページには、緩和措置を適用した場合の水道料金の推移、庵治町の給水栓数内訳などを掲載をいたしております。

次に、112ページをごらんいただきたいと存じます。

現行の高松市と庵治町の料金表の比較でございますが、高松市の料金は、メーター口径の基本料金と使用量1立方メートル当たりの従量料金から成り、使用水量ごとに増加する節水型の料金体系となっております。

これに対しまして、庵治町の料金は、用途別の基本料金に基本水量を付加しており、一定の使用量までは同一の金額となっております。

次に、ページの下の方でございます3の負担金と手数料でございますが、合併時において高松市の負担金・手数料に統一することといたしております。

統一による影響でございますが、新規加入時の負担金は、すべてのメーター口径で高くなり、設計審査、しゅん工検査等の各手数料も高くなるものでございます。

次に、113ページをごらんいただきたいと存じます。

113ページの費用負担例でございますように、左側の新設工事をした場合の費用は、負担金と各種の手数料が必要なことから、高松市の制度に統一した場合、一般住宅で平均4万3,100円高くなり、右側の改造工事におきましても、3,550円、負担が増加するものでございます。

続きまして、4の庵治町の水道施設の維持管理でございますが、庵治町の配水池等の施設について、効率的に管理するため、遠隔監視システムによる集中監視などで効率的な対応を図るものでございます。

また、配水管等につきましては、残存している石綿セメント管の早期解消を図るとともに、主要幹線配水管のバイパス管布設や相互融通管の布設、老朽施設の更新などを行い、安定給水を図るものでございます。

次に、5の庵治町におけるお客様サービスの向上でございますが、庵治町においては、平成12年度まで鉛製の給水管を使用しておりまして、計画的な取りかえが行われており

ませんことから、今後は、高松市の計画に基づき、鉛管の解消を図るとともに、助成制度も適用するなどにより、鉛管の解消を推進し、水道水の安全性の確保に努めることといたしております。

また、 に記載しておりますように、水道料金の納付につきまして、コンビニでの収納が可能となり、利便性が向上するほか、 、 に記載しておりますように、庵治町は、県営水道水の受水比率が100%となっておりますが、自己処理水源の確保により、水の相互融通が図られ、渇水や災害時等におきましても、安定給水が図られるとともに、平成18年度に予想されております県営水道用水の料金値上げに対しても、水道料金への影響を少なくすることが可能になるものでございます。

以上で協議第36号上水道事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第36号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第36号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ります。

次に、協議第37号学校教育事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、115ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、公立学校管理業務でございますが、1の幼稚園から4の高等学校まで、両市町の現況は記載のとおりでございます。調整案は、「庵治町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。」としたところでございます。

次に、116ページをごらんいただきたいと存じます。

遠距離通学者等に対する助成等でございますが、1の小学校児童通学等援助にございますように、庵治町では、記載のように、五つの地区の4・5歳児、1・2年生のため、スクールバスを運行いたしております。

調整案でございますが、「庵治町で実施しているスクールバスの運行については、現行のとおり引き継ぐ。」としたところでございます。

次に、117ページをごらんいただきたいと存じます。

学校給食でございますが、現況のうち、1の調理方法について、市町間で差異がございまして、高松市では、記載のとおり箇所給食調理をいたしておりますが、庵治町では、学校給食センター1カ所で幼稚園、小・中学校の給食調理を行っております。

また、2の給食費、3の献立作成方法及び4の給食材料購入方法についても、市町間で差異がございまして。

また、5の幼稚園給食は、庵治町のみで実施をいたしております。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域の学校給食及び幼稚園給食については、庵治学校給食センターにおいて実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、118ページをごらんいただきたいと存じます。

奨学制度等の支援制度でございますが、現況のうちで、1の奨学制度及び2の要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業のうちの市単独分につきましては、高松市のみの制度でございます。

また、3の特殊教育児童・生徒就学奨励事業におきましても、市町間で差異がございまして。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、119ページをごらんいただきたいと存じます。

119ページから121ページにかけて、両市町の保護者負担軽減対策を記載いたしております。

現況のうちで、120ページの3の第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度及び5の大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度につきましては、庵治町には制度がございません。

また、120ページの4の児童生徒副読本支給の費用負担と121ページの6の中学校新人・総合体育大会参加補助及び7の学校行事等参加補助につきましても、両市町とも実施をいたしておりますが、市町間でその補助内容等におきまして差異がございまして。

このうち、7の学校行事等参加補助につきましては、庵治町では、小学校の、記載のような学校行事の参加補助を行っておりますほか、中学校におきましても、町合唱コンクール及び香川県音楽発表会への参加補助を行っているものでございます。

恐れ入りますが、119ページにお戻り願いたいと存じます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域における小学校の学校行事等及び町合唱コンクール参加補助については、現行のとおりとする。中学校新人・総合体育大会及び香川県音楽発表会参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、122ページをごらんいただきたいと思います。

学校教育指導でございますが、現況のうち、2の英語指導助手派遣の配置状況及び派遣回数につきまして、市町間で差異がございます。

また、3でございますように、庵治町では、中学校に常勤講師を配置いたしております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。中学校の常勤講師配置については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

次に、123ページをごらんいただきたいと思います。

公立幼稚園でございますが、1の幼稚園授業料の金額、2の幼稚園授業料の納付方法等、3の幼稚園園児募集及び4の定員におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において高松市の授業料と同額となるよう段階的に調整するものとする。幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上が調整案でございますが、なお、調整案の欄の上側の対応策の最後に、なお書きとして記載しておりますように、学級定員の取扱いについては、合併時に在園中の者が卒園するまでは、現行のとおり継続するものとするとしております。

続きまして、124ページをごらんいただきたいと思います。

入学記念製作についてでございます。

現況欄でございますように、庵治町では、平成4年度から新1年生が下絵を描いた石板に色をつけ、石彫りしたモニュメントを、この役場の道を隔てた向い側にございます「やすらぎの道」に設置をいたしております。

調整案でございますが、「庵治町の小学校入学記念児童作品製作については、現行のとおり実施する。」としたところでございます。

以上で協議第37号学校教育事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第37号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第37号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることいたします。

次に、協議第38号その他の事業（水問題対策）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、126ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の事業（水問題対策）でございますが、高松市では、水問題対策として、126ページから127ページにかけて記載のように、水循環健全化計画を策定し、大規模建築物の節水・循環型水利用や排水再利用促進助成制度を設けておりますが、高松市のみでございまして、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上で協議第38号その他の事業（水問題対策）の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第38号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第38号につきましても、次回会議で意思集約を図ることいたします。

会議次第4 その他（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

（2）高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他の（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について及び（2）の高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について、以上、2件を一括、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

本日、会議資料の後に別紙としてつけております 1 枚物の資料、合併協定項目の協議状況という資料をごらんいただきたいと存じます。

1 枚物の資料で、合併協定項目の協議状況という資料でございます。

この資料は、高松市が近隣町と設置しております六つの合併協議会における合併協定項目の協議状況を、本日、12月27日現在で整理したものでございます。

なお、一番右端の、この高松市・庵治町合併協議会の欄には、本日、新規に提案いたしました項目に 印を記入いたしております。

先週の21日から本日まで、塩江町を除きます五つの合併協議会が相次いで開催されましたが、資料に記載のとおり、各合併協議会の協議状況は、項目数を見る限り、おおむね同じような進捗状況となっているものでございます。

なお、詳細についての説明は省略させていただきます。

以上が合併協議会の協議状況でございます。

続きまして、会議開催予定について御説明申し上げます。

会議資料の一番最後のページ、57ページをごらんいただきたいと存じます。

57ページの(2)、会議の開催予定でございますが、次回、第7回会議につきましては、現在のところ、来年1月19日の水曜日、午前9時30分から高松市役所での開催を予定いたしております。

事務局といたしましては、できれば残る協定項目について、すべて提案したいというふうに考えております。

事務局から以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） 事務局からの説明は以上でございました。

この際、何か皆さん方の方から意見発表等ございましたら伺いますが、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、このあたりで高松市・庵治町合併協議会第6回会議を閉会したいと存じます。

大変お疲れさまでございました。

この際、年末でございますので、一言ごあいさつ申し上げます。

この一年間、委員の皆さん方には大変お疲れでございました。おかげをもちまして、ス

ムーズに合併協議が進んでおるところでございます。来年もひとつよろしく願いいたしまして、あと実質2カ月足らずぐらいになると思いますが、精力的な協議をお願いできたらと存じます。来年もよろしく願い申し上げます。

皆様方の来年のよいお年をお迎えなりますことをお祈り申し上げ、年末のごあいさついたします。どうも一年間、大変ありがとうございました。

午後 3時16分 閉会

会議録署名委員

委員 森谷芳子

委員 上北東吉郎